公　　告

下記のとおり賃借権の設定等をしたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定による利害関係人の意見聴取のため、縦覧に供します。

当該土地に係る利害関係人は、当該賃借権の設定等について、縦覧期間満了の日までに理事長あてに意見を提出することができます。

令和8年11月4日

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
（岡山県農地中間管理機構）
理　事　長　　森　下　　慎

記

（1）縦覧期間　令和8年11月4日（水）から令和8年11月10日（火）まで
（機構ホームページ掲載）
（2）提出方法　持参又は郵便等
（縦覧期間満了の日までに必着のこと。書留郵便、配達記録便その他これに準じる方法によるものに限る。）
（3）提出期間　縦覧の期間中(閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
（4）提出先　〒703－8278　岡山市中区古京町一丁目7番36号
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団
農地中間管理機構業務推進本部

※　利害関係人とは、機構が賃借権の設定等を行う農用地等のある地区（大字、集落）において、借受け等を希望する者及び当該地区の実情を熟知する者（集落の代表者等）のことをいいます。

整理番号	賃借権の設定等を行う農用地等				貸借期間（年）	備　考
	市町村	大字	字	地番		
1	倉敷市	黒石		261-1	3	
2	倉敷市	西阿知町新田		172-1	10	
3	倉敷市	西阿知町新田		173-1	10	
4	倉敷市	祐安		975-1	3	
5	倉敷市	上東		1409-1	10	
6	倉敷市	山地		990-2	10	
7	倉敷市	山地		991-6	10	
8	倉敷市	玉島上成		778-1	3	
9	倉敷市	玉島柏島		6217	10	
10	倉敷市	玉島柏島		6220	10	
11	倉敷市	玉島柏島		6221	10	
12	倉敷市	玉島柏島		6223-3	10	
13	倉敷市	玉島長尾		4054-3	15	
14	倉敷市	玉島長尾		4054-4	15	
15	倉敷市	玉島陶		2500-1	20	
16	倉敷市	真備町辻田		233-2	5	
17	倉敷市	連島町西之浦		5181-2	3	
18	倉敷市	新田		2547	3	
19	倉敷市	新田		2549	3	
20	倉敷市	生坂		70-7	5	
21	倉敷市	真備町川辺		37-1(一部①)	10	
22	倉敷市	真備町川辺		695	10	
23	倉敷市	真備町川辺		37-2	10	

整理番号	賃借権の設定等を行う農用地等				貸借期間(年)	備　考
	市町村	大字	字	地番		
24	倉敷市	真備町川辺		43-14	10	
25	倉敷市	真備町川辺		683-1	10	
26	倉敷市	真備町川辺		702	10	
27	倉敷市	福田町古新田		247-2	3	
28	矢掛町	宇内		1184	10	
29	矢掛町	東川面		1152-1	10	
30	矢掛町	矢掛		272-1	3	
31	矢掛町	上高末		2606-1	10	
32	矢掛町	上高末		2628-1	10	
33	矢掛町	横谷		1643-4(一部)	10	
34	矢掛町	横谷		1814	10	
35	矢掛町	横谷		1817-1	10	
36	矢掛町	横谷		1815	10	
37	矢掛町	宇内		1038-1	6	
38	矢掛町	東川面		1591-1	10	
39	矢掛町	東川面		1592-1	10	
40	矢掛町	浅海		1684-1	10	
41	矢掛町	江良		2535	10	
42	矢掛町	江良		2536-1	10	
43	矢掛町	小田		700	3	
44	久米南町	上籾	南高下	1644-1	5	